

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県前橋市天川大島町三丁目33番地の5

氏 名 小幡解体興業株式会社

代表取締役 貫井雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 6年 1月18日

許可の有効期限

令和11年 1月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

昭和54年12月27日	新規許可
昭和62年 6月 5日	変更許可
平成 元年 1月18日	変更許可
平成 6年 1月18日	更新許可
平成11年 1月18日	更新許可
平成16年 1月14日	変更許可
平成16年 1月18日	更新許可
平成21年 1月18日	更新許可

平成26年	1月18日	更新許可
平成31年	1月18日	更新許可
令和6年	1月18日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無